

## 別表 資格審査に係る提出書類

(○：必要 △：該当する場合のみ提出 ×：不要)

書類 番号	市内 企業	準 市内 企業	市外 企業	提 出 書 類	注 意 事 項
-	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	以下の提出資料の一番上は、この一覧表としてください。
1	○	○	○	① 申請する業種の全てについて、本社・本店が業務の受注に係る見積り・入札・契約締結を行う場合 ・測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 ② 申請する業種の全部又は一部について、業務の受注に係る見積り・入札・契約締結を事務所に委任する場合 ・測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 ・同申請書その2（支店・営業所情報）	・電子申請をしなければならない者は、電子申請をしてください。また、この場合であっても、かがわ電子入札システムから申請したものをプリントアウトして、必ず提出してください。
2	○	○	○	経営規模等総括表	同上
3	○	○	○	希望業務等総括表	同上
4	○	○	○	技術職員総括表（資格別人数）	同上
5	○	○	△	技術職員一覧表	香川県内で勤務する技術職員を記入してください。また、資格の確認ができるよう、免許証、資格証書等、資格を証明できるものを、名簿の記載順に添付してください（技術職員は、直接雇用の常勤の者に限ります。）。
6	△	△	△	技術者経歴書（全技術者）	国土交通省申請様式「技術者経歴書」により作成（国土交通省提出分のコピーで可）するか、5の様式で作成してください。なお、5に記載された職員が全ての場合は、提出は不要です。

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
7	△	△	△	委任状	<p>・電子申請ができない者が、従たる事務所に次の事項を委任する場合に提出してください。(電子申請により委任する旨を明らかにした場合は不要)</p> <p>1 委任事項  (1) 見積及び入札に関する一切の事項  (2) 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限  (3) 代金の請求及び受領に関する一切の権限  (4) 契約保証に関する一切の権限  (5) その他契約締結に関する一切の権限  (6) 前各号に関する複代理人の選任に関する一切の権限</p> <p>2 委任期間  本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中</p>
8	○	○	△	高松市税(全税目)についての滞納無証明書(写し可)	<p>この証明書の交付に係るお問合せ先  財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口(Tel087-839-2222)</p> <p>※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有する場合は提出が必要です。  <b>※審査基準日(平成30年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b></p>
9	○	○	○	<p>①法人の場合  法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書(様式その3の3)(写し可)</p> <p>②個人の場合  所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書(様式その3の2)(写し可)</p>	<p>左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの(「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。)</p> <p><b>※審査基準日(平成30年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b></p>
10	○	○	△	<p>個人住民税の特別徴収実施確認書(写し可)  (本店が存在する香川県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。その市町に居住する役員又は従業員がいない場合は、役員及び従業員が最も多く居住する香川県内市町の担当課窓口で確認印を受けたもの。なお、準市内企業等や個人事業主の方は、入札参加資格告示2～3ページの(6)ア・イ及び5ページのオを参照ください。)</p>	<p>・入札参加資格審査申請時点で、特別徴収をしていない事業者の方は、財政局市民税課市民税第二係(市役所2階15番窓口)に御相談ください。</p> <p>・香川県外に本店を有する者の香川県内の事務所に、香川県内居住地に住民登録がない従業員がいる場合も「特別徴収実施確認書」は必要ですので、当該香川県内居住地の市町税務窓口に御相談ください。</p> <p><b>※審査基準日(平成30年11月1日)以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b></p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
11	○	○	△	①法人の場合 営業証明書（写し可）	この証明書の交付に係るお問合せ先 財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）  ※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。  ※平成30年9月1日以降に発行されたものに限りません。
	○	×	×	②個人の場合 住民票（写し可） （住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である場合に限る。） ※「引き続き1年」を満たさない場合、平成30年1月1日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（平成30年度の市・県民税課税証明書等）を提出することができる場合は、当該書類も提出してください。	住民票についてのお問合せ先 市民政策局市民課（TEL087-839-2282） ※本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。  ※平成30年9月1日以降に発行されたものに限りません。
12	△	△	△	測量士法第55条の8の規定に基づく書類の写し	測量業者の登録を受けている者。 （国土交通省地方整備局提出分の写し。なお、提出日を余白に記入すること。）
13	△	△	△	各登録規程の第7条に規定する現況報告書の写し	建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの登録を受けている者。 （国土交通省地方整備局の受付印があるものの写し。未返却の場合は、提出日を余白に記入すること。）

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
14	△	△	△	商業登記簿謄本（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12、13の登録（測量業者、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント）を受けていない者は、14～17（個人の場合は、15～17）を提出（登録を受けている者は、提出不要です。）</li> <li>・ 16の財務諸表は、次の書類を提出してください。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書</li> <li>2 個人：青色申告書（決算書を含む。）又は確定申告（白色申告）書（収支内訳書（決算状況が分かる資料）を含む。）の写し</li> </ol> </li> <li>・ 17の登録証明書等の写しは、次の書類を提出してください               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量業者登録証明書</li> <li>・ 建築士事務所登録証明書（代理契約先も必要）</li> <li>・ 不動産鑑定業者登録証明書</li> <li>・ その営業に関し法律上必要とする資格の証明書</li> </ul> </li> </ul> <p><b>※平成30年9月1日以降に発行されたものに限ります。</b></p>
15	△	△	×	業務経歴書（1年分）	
16	△	△	△	財務諸表（直前1年分）	
17	△	△	△	登録証明書等の写し	
18	○	○	×	事務所の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高松市内の事務所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し提出してください。</li> </ul> <p><b>※平成30年9月1日以降に撮影されたものに限ります。</b></p>
19	○	○	○	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本店のみの登録の場合は「代表者印」欄に、従たる事務所に委任している場合は「受任者印」欄に使用印鑑を押印してください。</li> <li>・ 複数の従たる事務所に委任している場合は、分かるように記載するか、事務所ごとに使用印鑑届を提出してください。</li> </ul>